

北広島市公益活動事業補助金交付要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、公益活動団体が行う事業に対して補助金を交付することにより、公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促すことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「公益活動団体」とは、北広島市市民協働推進会議設置条例（平成 20 年北広島市条例第 28 号。以下「協働推進会議条例」という。）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

（補助対象団体）

第 3 条 この要綱による補助を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、別表に掲げる活動を行う公益活動団体であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 市内に所在し、主として市内で活動を行っていること。
- (2) 市その他の行政機関が団体の事務局に参加していないこと。
- (3) 団体の構成員が 5 人以上であること。

（補助対象事業）

第 4 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる活動に関する事業であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 補助対象団体が自らその事業を行うこと。
- (2) 市内全域を対象に行われる事業で特定の地域のみを対象としないこと。
- (3) 会員相互の共益又は親睦のみの活動でないこと。
- (4) 補助対象事業について、国、道又は市が交付する同種の補助金を受けていないこと、又は当該補助金の交付対象でないこと。
- (5) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としていないこと。

2 前項の規定による補助対象事業は、**年度内において 1 団体 1 事業**とする。

（補助対象経費）

第 5 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる**運営経費**以外の経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 交際費
- (3) 食料費
- (4) 事務所賃借料
- (5) その他市長が適当でないと認める経費

（補助金の額等）

第 6 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 初動支援コース 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（その額が 10 万円を超えるときは、10 万円）とする。
- (2) 自主事業支援コース 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（その額が 50 万円を超えるときは、50 万円）とする。

2 第 1 項の補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付等）

第 7 条 補助金の交付、決定等に関しては、北広島市補助金等交付規則（昭和 61 年広島町規則第 10 号）の規定するところによる。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動
- 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する助言その他の援助活動

## 北広島市公益活動事業補助金交付事務要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、北広島市公益活動事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第 2 条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次の各号に掲げる書類を、市長に提出するものとする。

- (1) 公益活動事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）
- (2) 事業計画書（別記第 2 号様式）
- (3) 事業収支予算書（別記第 3 号様式）

(4) 団体の概要書（別記第 4 号様式）

(5) 団体の定款、規約、会則等

(6) 役員及び会員名簿（別記第 5 号様式）

(7) 前年度の活動報告書及び収支決算書

(8) その他参考となる資料

2 第 1 項の申請期間は、14 日以上設けるものとする。

3 団体が申請できる事業内容は、次に掲げるコースの区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

(1) 初動支援コース

これから公益活動に取り組もうとしている団体（設立後 5 年以内）が行う事業（1 団体 2 回まで申請可能とする。）

(2) 自主事業支援コース

公益活動を 1 年以上継続して行っている団体が行う事業（過去に当コースでの補助金の交付を受けた団体であっても全く異なる事業であれば申請することができる。ただし同一事業 2 回の申請を限度とする。）

（補助対象事業の決定等）

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による補助金の交付申請を受けたときは、北広島市市民協働推進会議設置条例（平成 20 年条例第 28 号。以下「協働推進会議条例」という。）第 1 条に規定する北広島市市民協働推進会議（以下「協働推進会議」という。）に補助対象事業として公益性、必要性、効果性等の有無について諮問するとともに、市民に地域社会の課題について共有する機会の提供を行うために、申請団体による公開のプレゼンテーション（以下「公開プレゼンテーション」という。）を開催するものとする。

2 協働推進会議は、前条第 1 項の規定により提出された書類及び前項の規定により実施された公開プレゼンテーションの内容に基づき諮問内容について審査し、その結果を市長に答申するものとする。

3 市長は、協働推進会議の答申を受け、補助対象事業の決定をしたときは、公益活動事業補助金交付決定通知書（別記第 6 号様式）又は公益活動事業補助金不交付決定通知書（別記第 7 号様式）により申請団体に通知するものとする。

（補助金の概算払い）

第 4 条 北広島市補助金等交付規則（昭和 61 年広島町規則第 10 号。以下「交付規則」という。）

第 14 条の規定による概算払いを希望する団体は、公益活動事業補助金概算払請求書（別記第 8 号様式）を市長に提出するものとする。

（決定の変更等）

第 5 条 交付規則第 8 条に規定による決定の変更等があるときは、公益活動事業補助金交付決定事業変更申請書（別記第 9 号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、交付決定額を変更したときは、公益活動事業補助金交付決定事業変更通知書（別記第 10 号様式）により交付決定団体に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付規則第11条の規定による実績報告は、次の各号に掲げる書類を、市長に提出するものとする。

(1) 公益活動事業補助金実績報告書 (別記第11号様式)

(2) 事業収支決算書 (別記第12号様式)

(3) 領収書等 (原本と写し)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 交付規則第12条の規定による補助金の額が確定したときは、公益活動事業補助金交付確定通知書 (別記第13号様式) により、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の確定通知を受けた補助事業者は、公益活動事業補助金交付請求書 (別記第14号様式) により当該補助金の請求を行うものとする。

(事業評価)

第8条 市長は、第6条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、協働推進会議条例第3条第1号の規定により当該事業の評価について、協働推進会議に諮るものとする。

2 市長は、前項の評価のために補助事業実施の翌年度に補助事業者による公開の事業報告会を開催するものとする。

3 協働推進会議は、第6条の規定により提出された書類及び前項の規定により実施された事業報告会の内容に基づき事業評価を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(所管)

第9条 この要領に係る補助金交付事務は、市民部市民協働推進課が所管するものとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。